

1,4-ジオキサンの排水基準（水質汚濁防止法）に係る経過措置について

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定められている経過措置（適用猶予期間及び暫定基準）は下図のとおり。

	改正排水基準省令施行日	施行日から6ヶ月間	施行日から2年間	施行日から3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・感光性樹脂製造業 [200] 注1 ・エチレンオキサイド製造業 [10] ・エチレングリコール製造業 [10] ・下水道業（感光性樹脂製造業に属する事業場からの排水を受け入れているもの等） [25] 	(既設) 適用されない	暫定基準（※基準値は業種毎に異なる）		一律基準 注2
	(新設)	暫定基準（※基準値は業種毎に異なる）		一律基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ポリエチレンテレフタレート製造業 [2] 	(既設) 適用されない	暫定基準	一律基準	
	(新設)	暫定基準	一律基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・上記5業種以外 	(既設) 適用されない	一律基準		
	(新設)	一律基準		

【注1】 [] 内は暫定基準値（単位はmg/l）

【注2】 一律基準は0.5mg/l